

スキーオリエンテーリング 日本ランキング対象大会運用ガイドライン

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会
スキーオリエンテーリング委員会

本ガイドラインは、公益社団法人日本オリエンテーリング協会スキーオリエンテーリング委員会（以下「スキーＯ 委員会」という）が定めるスキーオリエンテーリング日本ランキング規則に基づき、スキーオリエンテーリング（以下「スキーＯ」という）における日本ランキングの対象大会に関する運用方法を定める。

1 スキーＯ日本ランキングの対象大会の指定

スキーＯ委員会が対象大会を指定する方法は以下の２通りとする。

- （１）スキーＯ 委員会から大会主催者へ依頼
- （２）大会主催者がスキーＯ 委員会へ立候補

1.1 スキーＯ 委員会から大会主催者へ依頼する場合

原則として当該大会の開催日４ヶ月前までに、スキーＯ委員会から大会主催者に、書面または電磁的方法により依頼を行う。なお、諸般の事情により大会開催日の４ヶ月前以後でも依頼を行うことはあり得るが、１ヶ月前以後になることはない。依頼を受けた大会主催者から書面または電磁的方法により受諾の回答があった場合にのみ、スキーＯ 委員会は日本ランキングの対象大会として指定し、公表する。

1.2 大会主催者がスキーＯ 委員会へ立候補する場合

1.2.1 申請

原則として当該大会の開催日４ヶ月前までに、以下の項目を沿えて大会主催者は、スキーＯ委員会に、書面または電磁的方法により申請を行う。なお、諸般の事情により大会開催日の４ヶ月前以後でも申請することはできるが、４ヶ月前までに申請された他の大会が優先されることがある。また１ヶ月前以後の申請については受理しない。

申請時の必要な項目

- ・主催者および主管者名
- ・期日
- ・大会名称
- ・開催場所
- ・地図情報
- ・運営責任者および競技責任者（いずれも予定可）
- ・大会イベントアドバイザー（配置の有無、配置する場合はその予定者）
- ・日本ランキングの対象クラスと、そのクラスについて競技者登録の要、不要
- ・事務担当者の情報（氏名・連絡先）
- ・その他の情報（要項など）

1.2.2 審査

スキーＯ委員会は受理した申請について、以下の４つの項目を中心に審査を行う。

- （１）主催者または主管者の大会開催実績
- （２）選手への公平性の担保（告知期間を含む）
- （３）大会運営体制の確保
- （４）その他（開催地の地域性など）

1.2.3 発表

スキーＯ委員会は審査の結果を速やかに書面または電磁的方法により大会主催者に伝える。また日本ランキングの対象大会として指定する場合のみ、公表する。

1.3 スキーO日本ランキングの対象大会としての告知

スキーO委員会がスキーO日本ランキングの対象大会として指定する旨の公表を行った場合、大会主催者も遅延なく対象大会として指定されたこと、および対象クラスに参加する選手は、オリエンテリング日本ランキングのサイト(※)に氏名や所属などが掲載される旨を公表しなければならない。特に、対象クラスについて競技者登録を不要とする場合は、個人情報保護の観点から対象となりうる選手全員に対しJOAが定める「個人情報保護方針」に沿った運用が求められる。

※ https://japan-o-entry.com/ranking/ranking/ranking_index

2 競技規則の運用または準拠

競技規則ならびに各種規則やガイドラインを大会主催者と選手の双方が守ることで、オリエンテリングを競技スポーツとして成立させる重要な要件である。その理念・目的を十分に理解し、最大限尊重しなければならない。ただし、大会運営上、主催者の過失か否かに関わらず、規則を遵守が難しい場面もあり得る。その場合は選手への公平性の担保に尽力されることが望まれる。また、競技規則の一部について、当該大会では適用できない部分や、厳格な適用がそぐわない部分が事前にわかっている場合は、適用の除外や変更（緩和を含む）した内容について、大会主催者から事前に公表されることが望ましい。以下に競技規則の条文に対する考え方の例を示す。

2.11 規則および規範からの逸脱にスキーO委員会の許可は不要とする。必要な場合は主催者の責任において実施すること。

8.1 当該大会の情報は、告知している Web サイトから閲覧できることが望ましい。

8.7 大会予告は6ヶ月前が望ましい（遅れる場合は可能な限り早く行うものとする）。

19.4 コードナンバー(コントロール識別番号)の大きさは、emit のユニットや SI ステーションにデフォルトで貼り付けられている大きさでも認められる。

22.6 スタートで後続者がスタートへの方向を見えないように設営することが望ましい。ただし、レイアウトや運営の都合上難しく、逸脱する場合は、スタート前に情報公開するなど、公平性の担保に務める。

23.2 フィニッシュレーンの長さや幅について、レイアウト上難しい場合は努力目標とする。

32.2 大会イベントアドバイザーの報告書は不要とする。

3 スキーO日本ランキングの対象大会としての運用

3.1 対象クラス

対象クラスは男女の各最上位クラスとする。性別の区分がない場合は、男子・女子それぞれのトップ選手が出場することを想定するクラスを最大で2つまでとする。

3.2 競技者登録

対象クラスの参加資格に競技者登録を求めるものではない。ただし、競技者登録をしている者については、報告時に競技者登録番号が付されることが望ましい。

3.3 スタート

公平な抽選のもと、スタート時刻を必ず事前指定するものとする。シード制等を採用することは妨げない。なお、当日受付や代走での出走、またスタートリスト公開後に受け付けられた追加申込については、競技の公平性を担保できないため、スキーO日本ランキングの対象とする記録からは原則として除外とする（参考記録など）。

3.4 チェイシングスタート

チェイシングスタートを採用するクラス（例：パシュート決勝）は、IOF 世界ランキングの基準(※)に準じて、競技としての正式な記録とは別に、各個人の実走タイム（フィニッシュ時刻－実際のスタート時刻）がスキーO日本ランキングの対象とする記録となる。また対象とする選手は、当該クラスを競技時間内に完走した者（実走タイムを根拠として順位が付く者）とし、スタート間隔を決めるためのレース（例：パシュート予選）での成績は考慮しない（例：パシュート予選で失格した場合は、パシュート決勝を完走しても参考タイムとなり公式には順位は

付かないが、パシュート決勝を競技時間内に完走すれば、実走タイムを基にスキーO日本ランキングの対象となる）。

※ World Ranking Scheme Rules for International Orienteering Federation (IOF) Events

3.5 調査依頼、提訴、裁定委員

万一の事態を想定し、大会主催者は調査依頼の制度を採用しなければならない。提訴（および裁定委員会）の制度を採用することについては努力目標とする。

3.6 大会イベントアドバイザー

大会イベントアドバイザーを設けることが望ましい。

3.5 報告書

原則として、スキーO委員会への報告書は不要とする。ただし、調査依頼または提訴が行われた場合については、詳細の報告を必要とする。

4 報告

大会主催者がスキーO日本ランキングの対象となる記録を、スキーO委員会へ報告する方法は以下の2通りとする。

- (1) LapCenter(<https://mulka2.com/lapcenter/>)を経由して報告
- (2) 大会主催者が電磁的方法により直接報告

4.1 LapCenter(<https://mulka2.com/lapcenter/>)を経由して報告する場合

大会主催者は、スキーO日本ランキングの対象となる記録をLapCenterに即日掲載をする。スキーO委員会は掲載された記録からスキーO日本ランキングの集計を行う。

4.2 大会主催者が電磁的方法により直接報告する場合

大会主催者は、スキーO日本ランキングの対象となる記録に対し、必要な情報を付加したデータを、電磁的方法によりスキーO委員会へ直接提供する。スキーO委員会は提供された記録からスキーO日本ランキングの集計を行う。

4.3 注意事項

大会主催者は、正しくスキーO日本ランキングの集計を行うために以下の点に注意して報告すること。

- ・「クラス情報（クラス設定）」と「コース情報（コース編集）」について、必ず付加すること。
※同一コースであるにもかかわらず異なるコース名が使用されると正しく算出を行えない
- ・2回目以降の出走選手は必ず参考記録とすること。
※2回目以降の結果が反映されてしまう
- ・選手の競技者登録番号を可能な限り付加すること。

4.4 その他

大会主催者は、スキーO日本ランキングの対象となる記録とは別に、以下の内容がある場合にはスキーO委員会に報告を行うこと。

- ・調査依頼または提訴が行われた場合
- ・大会不成立、もしくはそれに準ずるような重大な問題（気象条件を含む）
- ・スキーO日本ランキングの対象クラスとして指定を受けた内容から大幅なクラスやコースの設定変更
- ・事後の対象クラスの記録変更

5 附則

- 1 このガイドラインは、令和7年5月17日制定し、施行する。